

3 四教学第 1047 号

令和 4 年 1 月 19 日

各学校長 様

四万十市教育長 久保 良高

( 公 印 省 略 )

対面による学校間交流を中止またはリモート化する際の基準について

市内小中学校における研究発表会や研修会等の学校間交流については、これまで県内や幡多福祉保健所管内の新型コロナウイルス感染状況を教育委員会で判断のうえ、中止またはリモート化を求めてきたところですが、最近では市町村別の新規感染者数が示されるようになり、感染状況がより正確に把握できるようになりましたので、この度通知発出の基準を設けることといたしました。

つきましては、今後は四万十市の感染状況が県基準の「警戒（オレンジ）」に相当する状況（1週間の新規感染者数の合計が5人以上）となった場合には、対面による学校間交流を中止またはリモート化するよう求める通知を発出することとします。

なおこの通知は、随時発出しております「文科省マニュアルの地域の感染レベルの区分判断」通知において併せてお知らせすることを想定しています。

この取り扱いについては、研究発表会等に限らず、児童生徒の関わる行事についても同様としますが、部活動に限っては令和3年12月8日付3高保体第810号通知のと通りの対応とします。

今後、各校におかれましては、研究発表会等を企画する際、可能な限り対面実施とリモート化のいずれの方法でも実施可能なようにご準備いただき、通知が発出された際には直ちに対応できる体制を整えていただきますようお願いいたします。